

<p>快適な生活環境を保全し、美しいひだみのづくりを促進することを目的とする。</p>	
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。 二 廃棄物の減量 廃棄物の発生の抑制又は再利用により、処理すべき廃棄物の量を減らすことをいう。 三 資源の有効利用 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用等を促進することをいう。 四 廃棄物の不適正処理 法令及び条例に違反する廃棄物の処理その他の環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある廃棄物の処理をいう。 2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。</p>	<p>(用語) 第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p>
<p>第2章 地域の清潔保持 (県民等の義務) 第3条 県民は、自主的に清掃活動を行う等により、地域の清潔保持に努めなければならない。 2 何人も、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみをみだりに捨てるなどして散乱させ、地域の清潔保持を阻害してはならない。</p>	
<p>(県の責務) 第4条 県は、ごみの散乱防止その他の地域の清潔保持に関する総合的な施策の実施に努めるものとする。</p>	
<p>(市町村との連携等) 第5条 県は、市町村が行うその区域の実情に応じたごみの散乱防止その他の地域の清潔保持に関する施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。</p>	
<p>第3章 廃棄物の減量及び資源の有効利用 (県民の義務) 第6条 県民は、その日常生活において、再利用可能な物の分別及び再利用、地域における集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動への参加並びに再生品、簡易な包装を用いた製品の選択等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。 2 県民は、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関して市町村及び県が実施する施策に協力しなければならない。</p>	
<p>(事業者の義務) 第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、再利用可能な物の分別及び再利用、再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。）の利用並びに再生品、簡易な包装を用いた製品の選択等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。 2 事業者は、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関して市町村及び県が実施する施策に協力しなければならない。</p>	
<p>第8条 事業者は、長期間使用可能な製品並びに再利用の容易な容器及び包装の開発、製品の修理体制の整備、容器及び包装の過剰な使用の抑制並びに不用となった製品、容器及び包装の回収等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。</p>	
<p>(県の責務)</p>	

<p>第9条 県は、県民及び事業者による廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう、県民及び事業者に対する情報提供及び啓発、事業者に対する指導、廃棄物の減量及び資源の有効利用のための技術開発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>第10条 県は、市町村に対し、住民及び事業者による廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう、住民及び事業者に対する情報提供及び啓発、事業者に対する指導、地域の実情に応じた適正な分別収集の実施その他の必要な措置を講ずるよう求めるものとする。</p>	
<p>第11条 削除</p>	
<p>第3章の2 特定保管物の適正な保管 (多量保管の届出) 第11条の2 多量に保管することにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある物で規則で定めるもの(以下「特定保管物」という。)を屋外において保管しようとする者(以下「保管予定者」という。)は、特定保管物の保管の場所(以下「保管場所」という。)ごとに、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、保管場所の面積が規則で定める面積未満である場合又は法第14条第1項若しくは第4項若しくは法第14条の4第1項若しくは第4項の規定により許可を受けた者で規則で定めるものが業として行う廃棄物の処理に関連して特定保管物を廃棄物として保管する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 保管場所に関する次に掲げる事項 <ol style="list-style-type: none"> イ 所在地並びに当該土地の所有者の氏名又は名称及び住所 ロ 面積 三 保管する特定保管物の種類及び利用目的 四 特定保管物の保管を開始する予定年月日 五 保管する特定保管物の量の上限 六 その他規則で定める事項 	<p>(特定保管物) 第2条の2 条例第11条の2の多量に保管することにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある物で規則で定めるものは、使用され、その後利用されないまま保管されているゴムタイヤとする。</p> <p>(多量保管の届出) 第2条の3 条例第11条の2の規定による届出は、別記様式第1号に次に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保管場所の付近の見取図 二 保管場所の平面図 三 特定保管物を保管する土地の使用に係る権原を有することを証する書類の写し <p>2 条例第11条の2ただし書の規則で定める面積は、100平方メートルとする。</p> <p>3 条例第11条の2ただし書の規則で定めるものは、処理業者のうち、その事業の範囲に廃プラスチック類が含まれているものとする。</p> <p>4 条例第11条の2第六号の規則で定める事項は、特定保管物の保管を終了する予定年月日とする。</p>
<p>(変更等の届出) 第11条の3 前条の規定による届出をした者(以下「保管者」という。)は、当該届出に係る事項(前条第二号イに掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 保管者は、前条の規定による届出に係る事項(保管場所に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所に限る。)に変更があったとき、又は当該届出に係る保管場所の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(変更等の届出) 第2条の4 条例第11条の3の規定による届出の様式は、別記様式第1号の2のとおりとする。</p>
<p>(保管基準) 第11条の4 保管者は、特定保管物の保管に当たっては、次に掲げる基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保管場所の見やすい場所に保管場所である旨その他規則で定める事項を表示した標識を設けること。 二 保管場所から特定保管物が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は悪臭を発生しないようにすること。 三 保管場所には、蚊、はえその他の害虫等が発生しないようにすること。 四 前三号に掲げるもののほか、特定保管物の適正な保管を確保するために必要なものとして規則で定める基準 	<p>(保管場所の表示) 第2条の5 条例第11条の4第1号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保管する特定保管物の種類 二 保管者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び連絡先 <p>2 条例第11条の4第1号の標識は、別記様式第1号の3のとおりとする。</p>

<p>(土地所有者等の義務)</p> <p>第11条の5 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、特定保管物を屋外において保管することを目的として当該土地の使用に係る契約を保管予定者と締結した場合その他当該土地において特定保管物が保管されることを知った場合には、規則で定めるところにより、30日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、保管場所の面積が、第11条の2ただし書の規則で定める面積未満である場合は、この限りでない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 保管場所に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 所在地並びに保管予定者又は特定保管物を保管している者の氏名又は名称及び住所</p> <p>ロ 面積</p> <p>ハ 使用に係る契約を締結した年月日又は特定保管物が保管されることを知った年月日</p> <p>三 その他規則で定める事項</p>	<p>(土地所有者等の届出)</p> <p>第2条の6 条例第11条の5の規定による届出は、別記様式第1号の4に次に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <p>一 保管場所の付近の見取図</p> <p>二 保管場所の平面図</p> <p>2 条例第11条の5第三号の規則で定める事項は、保管される特定保管物の種類及び量とする。</p>
<p>第4章 廃棄物の不適正処理対策</p> <p>(県民及び事業者の義務)</p> <p>第12条 県民及び事業者は、生活環境を保全するため、廃棄物の不適正処理が行われないよう互いに協力して監視に努めるとともに、廃棄物の不適正処理を発見したときは、速やかに関係市町村又は県に通報しなければならない。</p>	
<p>(土地所有者等の義務)</p> <p>第13条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において廃棄物の不適正処理が行われないよう、適正な管理に努めなければならない。</p> <p>2 土地所有者等は、当該土地において廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を関係市町村又は県に通報しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する場合において、土地所有者等は、原状回復のため、その権限により容易に対処することができることと認められる措置を講ずよう努めるとともに、県が講ずる次条第四項に規定する措置及び市町村が講ずる第15条第2項に規定する措置に協力しなければならない。</p> <p>4 知事は、県内の土地において廃棄物の不適正処理が行われたことを知った場合において、当該廃棄物の不適正処理に関し土地所有者等の責に帰すべき事由があると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その権限により容易に対処することができることと認められる措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p>	
<p>(県の責務)</p> <p>第14条 県は、県民、事業者及び市町村との密接な連携により、廃棄物の不適正処理に関し総合的な対策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、廃棄物の不適正処理への的確な対応を図るため、県事務所、警察署等の県関係機関、消防署等の市町村関係機関等が一体となって適切な対策を講ずることができるよう、必要な組織を設けるものとする。</p> <p>3 県は、廃棄物の不適正処理の監視及び早期発見のため、県民に廃棄物の不適正処理に係る監視モニターを委嘱する等県民の協力を得よう努めるものとする。</p> <p>4 県は、廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を関係市町村に通報するとともに、当該廃棄物の不適正処理の状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 県は、前項の規定により調査した結果及び講じた措置の内容を、関係市町村及び第12条又は第13条第2項の規定により通報をした者に通知するものとする。</p>	

<p>第15条 県は、市町村に対し、住民、事業者及び県との密接な連携により、地域の実情に応じた廃棄物の不適正処理に関し必要な対策を講ずるよう求めるものとする。</p> <p>2 県は、市町村に対し、廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を県に通報するとともに、当該廃棄物の不適正処理の状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるよう求めるものとする。</p>	
<p>第5章 廃棄物の適正処理</p> <p>第1節 産業廃棄物排出事業者等の義務 (県民産業廃棄物の県内処理)</p> <p>第16条 県内に事業場を有する事業者は、当該事業場において生ずる産業廃棄物(以下「県内産業廃棄物」という。)を自ら処理し、又は県内に設置された産業廃棄物を処理する施設において処理するよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、前項の規定による処理が円滑に行われるよう、産業廃棄物を処理する施設の整備の促進等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>(産業廃棄物処理計画書の作成等)</p> <p>第17条 産業廃棄物を生ずる事業場を県内に有する事業者(以下「産業廃棄物排出事業者」という。)は、規則で定めるところにより、県内産業廃棄物の減量及び処理に関する計画書(以下「産業廃棄物処理計画書」という。)を作成するとともに、規則で定める職務を行わせるため、産業廃棄物管理責任者を選任しなければならない。ただし、産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任をする必要がないと認められる産業廃棄物排出事業者として規則で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により産業廃棄物処理計画書を作成しなければならない産業廃棄物排出事業者で、中小企業団体(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律</p>	<p>(産業廃棄物処理計画書の作成等)</p> <p>第3条 条例第17条第1項に規定する産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者は、事業場ごとに、これを作成し、及び選任しなければならない。ただし、臨時に事業場を設ける場合その他事業場ごとに作成し、及び選任することが適当でない場合は、当該事業場を管理する支店、営業所等ごとに作成し、及び選任することができる。</p> <p>2 産業廃棄物処理計画書は5年ごとに作成するものとし、産業廃棄物に関する事項で次に掲げるものを規定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 管理体制に関する事項 二 発生量及び処理量の見込み 三 減量に関する事項 四 処理方法に関する事項 五 処理施設の整備に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、減量及び処理に関し必要な事項 <p>(産業廃棄物管理責任者の職務)</p> <p>第4条 条例第17条第1項の規定により規則で定める産業廃棄物管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 産業廃棄物処理計画書の調製に関すること。 二 当該事業場から排出される産業廃棄物の状況を常に把握すること。 三 産業廃棄物処理計画書に従い、当該事業場から排出される産業廃棄物の減量及び適正な処理を推進すること。 <p>(産業廃棄物処理計画書の作成等を要しない事業者)</p> <p>第5条 条例第17条第1項ただし書の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任をする必要がないと認められる産業廃棄物排出事業者は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格Q14001その他の国際標準化機構14001に定める環境マネジメントシステムを構築し、及び実施しているものとして審査登録機関に登録されている事業場につき、当該事業場を有する事業者 二 その事業活動に係る環境配慮の状況について一般財団法人持続性推進機構(平成22年12月2日に一般財団法人持続性推進機構という名称で設立された法人をいう。)による認証を受けている事業者 <p>(産業廃棄物処理計画書を作成する団体)</p> <p>第6条 条例第17条第2項の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書を作成することができる団体は、</p>

<p>第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。)その他の団体で規則で定めるものに所属するものは、当該団体が作成する産業廃棄物処理計画書をもって、自らの産業廃棄物処理計画書に代えることができる。</p> <p>3 第1項の規定により産業廃棄物処理計画書を作成し、産業廃棄物管理責任者を選任した産業廃棄物排出事業者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任届出書を知事に提出しなければならない。当該産業廃棄物処理計画書を変更し、又は産業廃棄物管理責任者を新たに選任したときも、同様とする。</p> <p>4 知事は、前項の規定により産業廃棄物処理計画書を提出した産業廃棄物排出事業者に対し、当該産業廃棄物処理計画書の内容について必要な指導又は助言を行うことができる。</p>	<p>次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、所属する事業者のために事業を行う団体であって知事が適当と認めるもの(産業廃棄物処理計画書等の提出を要する事業者)</p> <p>第7条 条例第17条第3項の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任届出書を提出しなければならない産業廃棄物排出事業者は、次に掲げる事業者(前年度の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の発生量が千トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が五十トン以上である事業場につき、当該事業場を設置している事業者を除く。)とする。</p> <p>一 製造業を営む事業者であって従業員の数が20人以上の事業場を県内に有するもの</p> <p>二 建設業を営む事業者であって、県内に本社、支店等を有し、直近の事業年度における県内の完成工事高が10億円以上であるもの</p> <p>三 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院の開設者</p> <p>四 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第2条第4項に規定するクリーニング所(洗濯物の受取及び引渡しのみを行うものを除き、従業員数が10人以上のものに限る。)を営む者</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、産業廃棄物を多量に排出する事業場を県内に有する事業者その他の事業者であって、県内産業廃棄物の減量及び適正処理の推進のために知事が必要と認めるもの(産業廃棄物処理計画書等の提出等)</p> <p>第8条 条例第17条第3項に規定する産業廃棄物処理計画書の提出は、当該産業廃棄物処理計画書を作成した日から90日以内に、同項の規定による変更に係る産業廃棄物処理計画書の提出は、当該産業廃棄物処理計画書を変更した日から30日以内に、別記様式第1号の5により行わなければならない。</p> <p>2 条例第17条第3項の規定により産業廃棄物処理計画書を提出した者は、当該産業廃棄物処理計画書に基づいて講じた措置の内容を、各年度ごとに、翌年度の6月30日までに、別記様式第2号により知事に報告しなければならない。</p> <p>3 条例第17条第3項に規定する産業廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、別記様式第3号により行わなければならない。</p>
<p>(処理を委託する場合における確認等)</p> <p>第18条 産業廃棄物排出事業者は、県内産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者(以下これらを「処理業者」という。)に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該委託しようとする処理業者が当該委託に係る県内産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。</p> <p>2 県内産業廃棄物の処理を処理業者に委託した産業廃棄物排出事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物が適正に処理されるよう、処理状況の定期的な確認その他の方法により監視しなければならない。</p> <p>3 産業廃棄物排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理されていることを知ったときは、その権限により容易に対処することができることと認められる措置を講ずるよう努めるとともに、当該不適正処理の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければならない。</p>	<p>(県内産業廃棄物の処理を委託する場合における確認の方法)</p> <p>第9条 条例第18条第1項の規定により規則で定めるところとされている県内産業廃棄物の処理を委託する処理業者が当該県内産業廃棄物を処理する能力を備えていることの確認は次に掲げる方法により行う。</p> <p>一 産業廃棄物収集運搬業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査し、その結果を記録すること。</p> <p>二 産業廃棄物処分業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物処分業者の処理施設を実地に調査し、その結果を記録すること。</p>

<p>(処理業者が改善命令等を受けた場合の措置)</p> <p>第19条 知事は、処理業者が県内産業廃棄物の処理に関して法第19条の3の規定による改善命令又は法第19条の5第1項の規定による措置命令を受けた場合において、当該県内産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物排出事業者が前条第1項の規定による確認、同条第2項の規定による監視又は同条第3項の規定により講ずべき措置を怠っていると認めるときは、当該産業廃棄物排出事業者に対し、その権限により容易に対処することができるものと認められる措置を講ずべきことを勧告することができる。ただし、当該産業廃棄物排出事業者が法第19条の6第1項の規定による措置命令を受ける場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた産業廃棄物排出事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事業者名、勧告内容等を公表することができる。</p>	<p>(公表の方法)</p> <p>第10条 条例第19条第2項の規定による公表は、岐阜県公報への登載その他知事が適当と認める方法によりこれを行う。</p>
<p>(県外産業廃棄物の県内搬入の届出)</p> <p>第20条 県外に事業場を有する事業者で、当該事業場において生ずる産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」という。)を処理するため、自ら又は処理業者に委託して県内に搬入しようとするものは、当該県外産業廃棄物の種類、数量その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る県外産業廃棄物によって県内において産業廃棄物の不適正処理が行われるおそれがあると認めるときは、当該搬入の変更又は中止を勧告することができる。</p> <p>3 前条第2項の規定は、前項の規定による勧告を受けた事業者について準用する。</p>	<p>(県外産業廃棄物の県内搬入の届出)</p> <p>第11条 条例第20条第1項に規定する県外産業廃棄物の種類、数量その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 搬入しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 排出事業場の名称、業種及び所在地 三 搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状及び数量 四 搬入予定期間(1年以内に限る。) 五 現在の処理方法及び県内に搬入しようとする理由 六 収集運搬業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 七 収集運搬業者の許可番号及び許可の年月日 八 搬入しようとする処理施設の所在地 九 処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 十 処分業者の許可番号及び許可の年月日 <p>2 条例第20条第1項の規定による届出の様式は、別記様式第4号のとおりとする。</p> <p>3 前項の届出は、搬入予定期間の初日の30日前までにを行うものとする。</p>
<p>第2節 産業廃棄物処理施設設置者等の義務 (小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出)</p> <p>第21条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の処分を業として行っている者又は行おうとする者は、法第14条第4項の許可の有無にかかわらず、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物を処理する施設(以下「小規模産業廃棄物処理施設」という。)を新たに設置し、又は既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用しようとするときは、当該小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理能力その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、法第14条第4項ただし書に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 特別管理産業廃棄物の処分を業として行っている者又は行おうとする者は、法第14条の4第4項の許可の有無にかかわらず、小規模産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用しようとするときは、当該小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理能力その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、法第14条の4第4項ただし書に規定する者については、この限りでない。</p> <p>3 前2項の規定により届出をした者は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、当該変更の内容をあらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、前3項の規定による届出をしなければならない</p>	<p>(小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出)</p> <p>第12条 条例第21条第1項及び第2項に規定する小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理能力その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 設置又は使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 設置の場所 三 種類 四 処理する産業廃棄物の種類 五 着工予定年月日及び使用開始予定年月日 六 処理方式及び処理能力 七 位置、構造設備その他の施設に関する計画 八 維持管理に関する計画 九 中間処理後に生ずる産業廃棄物の処分方法 十 処理に伴い生ずる排ガス又は放流水の処理方法 十一 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項 <p>2 条例第21条第1項又は第2項の規定による届出の様式は、別記様式第5号のとおりとする。</p> <p>3 条例第21条第3項の規定による届出は、次に掲げるところにより、これをしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 次に掲げるいずれかに該当する場合 別記様式第6号の提出

ない小規模産業廃棄物処理施設が知事が別に定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該小規模産業廃棄物処理施設の内容の変更又は設置若しくは使用の中止を勧告することができる。

- イ 第1項第六号に掲げる事項を変更する場合（処理能力を変更する場合にあっては、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るものに限る。）
- ロ 第1項第六号に掲げる事項のうち処理方式を変更する場合
- ハ 第1項第七号に掲げる事項のうち位置を変更する場合
- ニ 第1項第七号に掲げる事項のうち設備を変更する場合であって、次の表の上欄に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる設備を変更する場合

小規模産業廃棄物処理施設の区分	設備
一 汚泥の脱水施設	脱水機
二 汚泥の乾燥施設	乾燥設備
三 焼却施設	燃焼室
四 廃油の油水分離施設	油水分離施設
五 廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽
六 産業廃棄物の破碎施設	破碎機
七 産業廃棄物の切断施設	切断施設
八 産業廃棄物の再生施設	再生に係る主たる機械設備
九 産業廃棄物の生物処理施設	有機肥料化施設 微生物処理設備
十 産業廃棄物の機械選別施設	機械選別施設
十一 一の項から十の項までに掲げる小規模産業廃棄物処理施設以外の小規模産業廃棄物処理施設	中間処理に係る主たる設備

- ホ 第1項第七号に掲げる事項のうち構造又は設備を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるものを除く。）
- ヘ 第1項第八号に掲げる事項を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるもの又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が高くなるものを除く。）
- ト 第1項第十号に掲げる事項を変更する場合（排ガス又は排水の量、排出方法、排出口の位置又は排出先を変更するものに限る。）
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 別記様式第七号の提出

（記録及び閲覧）

第22条 前条第1項又は第2項の規定による届出（焼却施設に係るものに限る。）をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関し規則で定める事項を記録し、これを当該小規模産業廃棄物処理施設（当該小規模産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該小規模産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（記録する事項）

- 第12条の2 条例第22条の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - 二 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し得られた次に掲げる事項
 - イ 当該測定を行った位置
 - ロ 当該測定の結果の得られた年月日
 - ハ 当該測定の結果
 - 三 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器内で燃焼ガス温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し得られた次に掲げる事項
 - イ 当該測定を行った位置
 - ロ 当該測定の結果の得られた年月日
 - ハ 当該測定の結果
 - 四 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し得

	<p>られた次に掲げる事項</p> <p>イ 当該測定を行った位置</p> <p>ロ 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>ハ 当該測定の結果</p> <p>五 排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し得られた次に掲げる事項</p> <p>イ 当該測定に係る燃焼ガスを採取した位置</p> <p>ロ 当該測定に係る燃焼ガスを採取した年月日</p> <p>ハ 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>ニ 当該測定の結果</p> <p>六 冷却設備及びばい煙処理設備にたい積したばいじんを除去した年月日</p> <p>(記録の閲覧)</p> <p>第12条の3 条例第22条の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。</p> <p>一 記録は、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める日までに備え置くこと。</p> <p>イ 前条第一号に掲げる事項 翌月の末日</p> <p>ロ 前条第二号から第五号までに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p> <p>ハ 前条第六号に掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日</p> <p>二 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。</p>
第23条 削除	
第24条 削除	
<p>(建設工事等の発注者の義務)</p> <p>第25条 土地の工作物の建設工事又は解体工事(以下「建設工事等」という。)の発注者は、当該建設工事等の施工に伴い生ずる産業廃棄物の処理費用を適正に負担するよう努めなければならない。</p> <p>2 建設工事等の発注者は、当該建設工事等の受注者に対し法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の提示を求める等により、当該建設工事等の施工に伴い生ずる産業廃棄物の適正処理の確認に努めなければならない。</p>	
第26条 削除	
<p>(大規模建設工事等施工者の産業廃棄物アセスメントの実施義務)</p> <p>第27条 一の建設工事等で、当該建設工事等の施工に伴い産業廃棄物が多量に生ずると見込まれるものとして規則で定めるもの(以下「大規模建設工事等」という。)の施工者(以下「大規模建設工事等施工者」という。)は、規則で定めるところにより、当該大規模建設工事等に係る産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等に関する事前の予測並びに当該予測に基づく産業廃棄物の減量及び処理の方法の検討(以下「産業廃棄物アセスメント」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 大規模建設工事等施工者は、規則で定めるところにより、前項の規定により実施した産業廃棄物アセスメントの結果を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による届出をした大規模建設工事等施工者に対し、当該届出に係る産業廃棄物アセスメントの内容について必要な指導又は助言を行うことができる。</p> <p>4 大規模建設工事等施工者は、大規模建設工事等が完了した日から90日以内に、規則で定めるところにより、当該大規模建設工事等の施工に伴って生じた産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(産業廃棄物アセスメントを実施しなければならない大規模建設工事等)</p> <p>第15条 条例第27条第1項の建設工事等の施工に伴い産業廃棄物が多量に生ずると見込まれるものとして規則で定めるものは、床面積1,000平方メートル以上の建築物解体工事とする。</p> <p>(産業廃棄物アセスメントの実施等)</p> <p>第16条 条例第27条第1項の規定による産業廃棄物アセスメントは、別記様式第9号に必要な事項を記載して行わなければならない。</p> <p>2 条例第27条第2項の規定による産業アセスメントの結果の届出は、別記様式第10号によらなければならない。</p> <p>3 条例第27条第4項の規定による大規模建設工事等の施工に伴って生じた産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等の届出の様式は、別記様式第11号のとおりとする。</p>
<p>第4節 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出</p> <p>第28条 廃棄物を焼却する施設(法第八条第1項のごみ</p>	(届出を要しない小規模廃棄物焼却施設)

<p>処理施設、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設、第21条に規定する届出に係る小規模産業廃棄物処理施設その他規則で定める施設を除く。以下「小規模廃棄物焼却施設」という。)の設置者は、当該小規模廃棄物焼却施設の処理能力その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出をしなければならない小規模廃棄物焼却施設が知事が別に定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該小規模廃棄物焼却施設の内容の変更又は設置若しくは使用の中止を勧告することができる。</p>	<p>第17条 条例第28条第1項の規定による届出を要しない規則で定める施設は、1時間当たりの焼却能力が30キログラム未満であり、かつ、火格子面積(火格子がない施設にあっては火床面積)が0.5平方メートル未満の焼却施設とする。</p> <p>(小規模廃棄物焼却施設の設置の届出)</p> <p>第18条 条例第28条第1項に規定する小規模廃棄物焼却施設の処理能力その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 設置しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業場の名称及び業種</p> <p>三 設置しようとする場所</p> <p>四 設置予定年月日及び使用開始予定年月日</p> <p>五 種類</p> <p>六 焼却する廃棄物の種類</p> <p>七 焼却時間</p> <p>八 管理者の氏名及び職名</p> <p>九 製造者又は販売者に関する事項</p> <p>2 条例第28条第1項の規定による届出の様式は、別記様式第12号のとおりとする。</p> <p>3 前項の届出は、届出に係る小規模廃棄物焼却施設を設置する日の30日前までにするものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第28条の2 第22条の規定は、前条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項又は第2の規定による届出(焼却施設に係るものに限る。)」とあるのは「前条第1項の規定による届出」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第6章 雑則 (報告及び検査)</p> <p>第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、保管予定者又は特定保管物を保管している者、土地所有者等、産業廃棄物排出事業者、処理業者、産業廃棄物処理施設設置者等、建設工事等の発注者、大規模建設工事等施工者及び小規模廃棄物焼却施設の設置者に対し、特定保管物の保管、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は小規模産業廃棄物処理施設若しくは小規模廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理その他必要な事項について報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他の場所に立ち入り、検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第19条 条例第29条第2項の証明書の様式は、別記様式第13号のとおりとする。</p>
<p>(委任)</p> <p>第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	
<p>(罰則)</p> <p>第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第11条の2、第21条第1項、第2項若しくは第3項又は第28条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第21条の2(第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者</p> <p>三 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	
<p>(両罰規定)</p> <p>第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使</p>	

<p>用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。</p>	
<p>(過料) 第33条 第11条の3第1項又は第20条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。</p>	
<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章及び第6章(第30条の規定を除く。)の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (平成11年11月規則第125号で、同11年12月15日から施行) 附 則(平成12年3月24日条例第2号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成14年3月20日条例第15号) (施行期日) 1 この条例は、平成14年5月30日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(以下「旧条例」という。)第26条第1項の規定により知事への届出が必要な解体工事の施工者に対する旧条例第26条第2項及び第31条の適用については、なお従前の例による。 (岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正) 3 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成12年岐阜県条例第4号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略) 附 則(平成15年7月10日条例第39号) (施行期日) 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。 ただし、第19条第1項及び第21条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に特定保管物を屋外において保管している者については、その者を第11条の2に規定する保管予定者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「あらかじめ」とあるのは、「平成16年3月31日までに」とする。 3 この条例の施行の際現にその所有し、占有し、又は管理する土地において特定保管物が保管されていること又は保管されることを知っている土地所有者等については、第11条の5の規定を適用する。この場合において、同条中「30日以内」とあるのは、「平成16年3月31日までに」とする。 附 則(平成19年3月20日条例第14号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略) (経過措置) 2 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(平成11年岐阜県条例第10号。以下この項において「旧廃棄物条例」という。)第11条第1項の認定を受けている岐阜県廃棄物リサイクル認定製品は、第5条第1項の規定により認定を受けているものとみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、旧廃棄物条例第11条第1項の認定の有効期間の残存期間とする。 附 則(平成21年3月30日条例第20号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この規則は、平成11年12月15日から施行する。 附 則(平成14年5月29日規則第83号) この規則は、平成14年5月30日から施行する。 附 則(平成15年11月14日規則第122号) (施行期日) 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則第11条第3項の規定は、平成16年1月31日以後に搬入予定期間の初日が到来するものに係る届出から適用し、同日前に当該期間の初日が到来するものに係る届出については、なお従前の例による。 附 則(平成21年10月30日規則第83号) この規則は、平成22年1月1日から施行する。 附 則(平成25年3月29日規則第11号) この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>別記 様式第1号から様式第13号まで 略</p>

